

平成5年（行ウ）第4号再処理事業指定処分取消請求事件

原告 大下由宮子 外157名

被告 原子力規制委員会

令和3年（行ウ）第1号六ヶ所再処理事業所再処理事業変更許可処分取消請求事件

原告 山田清彦 外105名

被告 国（処分行政庁 原子力規制委員会）

## 文書送付嘱託申立書

青森地方裁判所民事部御中

2022年7月25日

原告ら訴訟代理人

弁護士 浅 石 紘 爾

弁護士 内 藤 隆

弁護士 海 渡 雄 一

弁護士 伊 東 良 徳

弁護士 中 野 宏 典

原告らは、頭書事件について、次のとおり文書送付嘱託を申し立てる。

## 第1 文書の表示

補助参加人が、三沢対地射爆撃場（三沢対地訓練区域）での訓練飛行回数について、昭和61年以降現在までに、自らまたは業者に委託して行った調査の報告書全部

## 第2 文書の所持者

補助参加人

## 第3 証明すべき事実

本件再処理工場の周辺に存在する訓練空域での訓練飛行の回数及びそれが明らかに他の地域より著しく多いこと

## 第4 送付の必要性等

本件変更許可の要件である「再処理施設の位置、構造及び設備が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合すること」（原子炉等規制法第44条の2第1項第4号）にいう「原子力規制委員会規則で定める基準」の1つである「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率に対する評価基準」（乙E第15号証）は、自衛隊機又は米軍機の訓練空域内で訓練中又は訓練空域外を飛行中の落下事故について、自衛隊機又は米軍機が陸上に落下する確率の全国平均値を用いるとしつつ、「原子炉施設周辺に存在する訓練空域での訓練飛行の回数が明らかに他の地域より著しく多くなったと判断される場合は、こうした実際の状況を考慮して原子炉施設への航空機落下の確率を評価する。」と定めている（同基準4（3）1）：乙E第15号証基準－7～8ページ参照）。

本件変更許可に際して行われた適合性審査では、自衛隊機又は米軍機の訓練

空域内で訓練中又は訓練空域外を飛行中の落下事故について全国平均値で評価されており、三沢対地射爆撃場での訓練飛行回数を考慮した評価はまったく行われなかった（乙D50号証31～34ページ。乙D第50号証62～63ページで航空機落下確率評価基準の「原子炉施設周辺に存在する訓練空域での訓練飛行の回数が明らかに他の地域より著しく多くなったと判断される場合は、こうした実際の状況を考慮して原子炉施設への航空機落下の確率を評価する。」に該当する部分の「基準への適合性」の記載がまったくないことから、これに何ら対応していないことが見て取れる）。

三沢対地射爆撃場での訓練飛行回数は、補助参加人が平成27年4月27日付で提出した文書（別添）によれば、昭和61年12月から1年間及び昭和63年9月から6年間並びに平成7年4月から4年間の合計11年間にわたり補助参加人が調査した結果では年平均約4万5千回、平成11年1月から1年間にわたって補助参加人が調査した結果では約2万4千回、平成25年4月から1年間にわたって補助参加人が調査した至近の結果では約2万回とされている。

上述したところから、本件再処理工場の周辺に存在する訓練空域での訓練飛行の回数が明らかに他の地域より著しく多いと判断される場合、こうした実際の状況を考慮して本件再処理工場への航空機落下の確率を評価することなく行われた本件変更許可は、許可要件を満たしていないから違法となると考えられるから、本件再処理工場の周辺に存在する訓練空域での訓練飛行の回数の実情は、本件変更許可の違法性の有無に直結する極めて重要な事項である。

そして、補助参加人は、昭和61年以来継続して三沢対地射爆撃場での訓練飛行回数を調査しており、その調査結果を所持していることが明らかである。

よって、原告らが送付を求める文書は、本件審理に必要であり、かつ補助参加人が提出することが可能である。

以上

六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】

第九条：外部からの衝撃による損傷の防止【航空機落下】申請書前後表

変更前：平成 23 年 2 月 14 日変更許可

変更後：平成 26 年 1 月 7 日変更許可申請

(平成 26 年 5 月 30 日一部補正)

(平成 26 年 8 月 29 日一部補正)

(平成 26 年 11 月 28 日一部補正)

(平成 26 年 12 月 26 日一部補正)

(平成 27 年 2 月 4 日一部補正)

日本原燃株式会社

平成 27 年 4 月 27 日

新規制基準対応再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表

変更前	変更後	備考
<p>三沢基地には米国空軍のF-16が最も多く配備されており、次いで航空自衛隊のF-4EJ改、F-2が多い。三沢基地の航空機の配備状況を第7.4-1表に示す。なお、航空自衛隊のF-1は、減耗を補充するため、平成9年3月に2飛行隊のうち1飛行隊が双発のF-4EJ改に更新された。また、残りの1飛行隊は、平成12年10月から順次、後継機であるF-2に更新される。</p> <p>三沢対地訓練区域での訓練飛行回数は、平成11年11月から1年間にわたって当社が調査した結果では約2万4千回（昭和61年12月から1年間及び昭和63年9月から6年間並びに平成7年11月から4年間の合計11年間にわたり当社が調査した結果では年平均約4万5千回）であり、そのうちF-1I、F-16及びF-4EJ改で9割以上を占める。なお、三沢基地に配備されたF-2は、F-1の後継機であり三沢対地訓練区域においてF-1と同様の訓練飛行を行うと考えられる。</p> <p>再処理施設は、三沢空港、三沢基地及び定期航空路から離れていること、定期航空路の航空機は巡航状態であること、及び航空機は原則として原子力関係施設上空を飛行しないよう規制されることから、離着陸時の航空機及び民間航空機が施設に墜落する可能性は無視できる。</p>	<p>三沢基地には米国空軍のF-16が最も多く配備されており、次いで航空自衛隊のF-2が多い。三沢基地の航空機の配備状況を第7.4-1表に示す。なお、航空自衛隊のF-1は、平成9年3月に2個飛行隊のうち第8飛行隊が双発のF-4EJ改に更新され、残りの第3飛行隊が、平成13年5月に後継機であるF-2に更新された。また、平成20年4月から、第8飛行隊におけるF-2の運用が開始され、平成21年3月にはF-4EJ改が退役となっている。</p> <p>三沢対地訓練区域での訓練飛行回数は、平成25年4月から1年間にわたって当社が調査した至近の結果では約2万回であり、そのうちF-16及びF-2で9割以上を占める。</p> <p>再処理施設は、三沢空港、三沢基地及び定期航空路から離れていること、定期航空路の航空機は巡航状態であること、及び航空機は原則として原子力関係施設上空を飛行しないよう規制されることから、離着陸時の航空機及び民間航空機が施設に墜落する可能性は無視できる。</p>	<p>記載の適正化 至近のデータ反映</p> <p>至近のデータ反映</p>

4-7-5-4-7-6

(完本版)